

横手市議会平成25年第2回4月臨時会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第9号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第10号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第11号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第12号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市営住宅敷地内で発生した物損事故の損害賠償
報告第13号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市の施設からの落雪による破損事故の損害賠償
報告第14号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した破損事故の損害賠償

区分	議案等の名称	概要説明
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	<p>地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年省令第37号）に基づき、横手市市税賦課徴収条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。</p>
		<p>内 容</p> <p>(市民税)</p> <p>(1) 県又は市に対する寄附金に係る、個人の市民税の寄附金税額控除について、控除額の算定に用いる所得税の税率に、復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算する。</p> <p>(2) 国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として地方税に係る延滞金、還付加算金等の割合を引き下げる。</p> <p>(3) 住宅ローン減税を4年間延長し、個人住民税における控除限度額を拡充する。</p> <p>(4) 東日本大震災により居住の用に供することができなくなった居住用財産を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例について、一定の要件を満たす相続人が適用を受けることができることとする。</p>
		<p>施行日</p> <p>(1)・(2)・(4) 平成26年1月1日 (3) 平成27年1月1日</p>
		<p>適用区分</p> <p>(4)平成25年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。</p>
		<p>内 容</p> <p>(固定資産税)</p> <p>(1) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税（第54条第5項関係）及び特別土地保有税（第131条第4項関係）の納税義務者の特例措置を廃止。</p> <p>(2) 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税について課税標準の特例措置を設ける。（新法附則第15条第37項関係）</p> <p>施行日 平成25年4月1日</p>

区分	議案等の名称	概要説明
		<p>適用区分</p> <p>(1)廃止に伴う経過的措置はなし  (2)平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫の固定資産税について、最初の5年間の課税標準を課税標準額の3分の2とする。</p>
承認第3号	<p>専決処分の承認を求めることについて  (横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法に基づく減収補てん措置が行われる場合等を定める省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第38号）の施行により、横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。</p> <p>内容</p> <p>第2条第1項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。  ・課税免除特例期間の延長</p> <p>施行日</p> <p>平成25年4月1日</p> <p>適用区分</p>
承認第4号	<p>専決処分の承認を求めることについて  (横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p>	<p>地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年省令第37号）に基づき、横手市国民健康保険税条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。</p> <p>内容</p> <p>・国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合についての国民健康保険税の軽減特例措置の延長等</p> <p>○保険税の軽減判定所得の算定において、特定同一世帯所属者も含めて算定を行う措置について、期限を区切らず恒久化する。</p> <p>○特定世帯に係る世帯割半額の措置について、減額割合を現行の半分（1/4）として、3年間の延長を行う。</p> <p>施行日</p> <p>平成25年4月1日</p>

区分	議案等の名称	概要説明
		適用区分 平成25年度以後の年度分の保険税に適用し、平成24年度分までの保険税は従前の例による。
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市一般会計補正予算(第13号))	各交付金関係の額確定や事業費確定による事業費及び所要の財源補正の必要により、3月29日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号))	財源振替による所要の財源補正の必要により、3月29日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第5号))	事業費確定による減額及び所要の財源補正の必要により、3月29日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第3号))	事業費確定による減額及び所要の財源補正の必要により、3月29日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市病院事業会計補正予算(第4号))	資本的収入補正の必要により、3月29日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
議案第66号	横手市特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条令の一部 を改正する条例	市長の給料を減額させるための条例の改正 改正後の額 条例に定める給料の額からその額に100分の50を乗じた額を減じた額 6月期末手当の支給率「100分の140」 ⇒「100分の75」 期間 平成25年5月1日～平成25年9月30日
議案第67号	平成25年度横手市一般会計補正予算(第1号)	債務負担行為の追加による補正